

議案第 39 号

八幡浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例

八幡浜市水道事業給水条例（平成 17 年条例第 197 号）の一部を次のように
改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に
掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第1 水道料金						別表第1 水道料金					
用途	口径	基本料金	基本水量	超過水量	超過料金 (1m ³ につき)	用途	口径	基本料金	基本水量	超過水量	超過料金 (1m ³ につき)
一般用	13mm	1,340円	8m ³	8m ³ を超え 20m ³ まで	179円	一般用	13mm	1,200円	8m ³	8m ³ を超え 20m ³ まで	160円
	20mm	1,460円					20mm	1,300円			
	25mm	2,800円		20m ³ を超え 50m ³ まで	235円		25mm	2,500円		20m ³ を超え 50m ³ まで	210円
	40mm	5,600円					30mm	3,000円			
	50mm	8,400円		50m ³ を超え えるもの	317円		40mm	5,000円		50m ³ を超え えるもの	283円
	75mm	11,200円					50mm	7,500円			
	100mm	22,400円		管理者が別に定 める額			75mm	10,000円		管理者が別に定 める額	
	100mmを 超えるもの						100mm	20,000円			
湯屋用	—	15,680円	150m ³	150m ³ を 超えるもの	157円	湯屋用	—	14,000円	150m ³	150m ³ を 超えるもの	157円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市水道事業給水条例別表第 1 の規定は、令和 8 年 1 2 月分の水道料金から適用し、同年 1 1 月分までの水道料金については、なお従前の例による。

提案理由

適正かつ持続可能な上水道事業の維持に向けて、水道料金を改めるため。

